

児童福祉法による地域型保育事業の「認可」および 子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について

1 「認可」と「利用定員設定」の概要

(1) 認可について

子ども・子育て支援新制度では、①特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)の認可主体は都道府県・指定都市・中核市、②地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)の認可主体は市町村とされており、②地域型保育事業を新たに行う場合は、市が定める設備及び運営の基準に基づき認可しています。

なお、②地域型保育事業の認可にあたっては、児童福祉に関する審議会(草津市子ども若者会議)の意見を聴取することとされています。(児童福祉法第34条の15第4項)

(2) 利用定員設定について

子ども・子育て支援新制度では、運営費等の各施設への給付は、①特定教育・保育施設への施設型給付と、②地域型保育事業者への地域型保育給付に分かれており、①②ともに、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定した上で、運営基準等を満たしていることを確認し、支給しています。

なお、①②の利用定員設定にあたっては、児童福祉に関する審議会(草津市子ども若者会議)の意見を聴取することとされています。(①:子ども・子育て支援法第31条第2項、②:子ども・子育て支援法第43条第2項)

▼「認可」と「利用定員設定」のイメージ

			認可	施設への給付		
				利用定員設定	確認	
①特定教育・保育施設			県	市	市	2人
保育所	認定こども園	幼稚園				
保育認定 0～5歳	教育標準時間認定 ・保育認定 0～5歳	教育標準時間認定 3～5歳				
②地域型保育事業			市	市	市	3人
小規模保育事業、家庭的保育事業、 居宅訪問型保育事業、 事業所内保育事業(保育認定/0～2歳)						

子ども若者会議の意見を聴取する事項

▼認可定員と利用定員の違い

認可定員	施設の設備および職員配置等の基準を満たすことを前提とした、当該施設における受入れ可能児童数の上限の定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費の算定の基礎となる定員

2 特定教育・保育施設の「利用定員設定」

(1) 認定こども園の定員変更について(認定こども園草津カトリック幼稚園)

幼稚園型認定こども園の認定こども園草津カトリック幼稚園について、保育需要の上昇傾向に対応するため、教育認定の利用定員を減らし、保育認定の利用定員を増やします。(教育認定:△15人、保育認定:+10人)

▼変更内容

施設の名称	認定こども園草津カトリック幼稚園							
施設の所在地	草津市草津1丁目9-21							
施設の類型	幼稚園型認定こども園							
事業者名	学校法人滋賀カトリック学園							
	変更前(令和7年度)				変更後(令和8年度)			
認可定員※	180人				180人			
利用定員	145人				140人			
1号認定(教育) :△15人	3歳	4歳	5歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計
	35人	35人	35人	105人	30人	30人	30人	90人
2号認定(保育) :+6人	3歳	4歳	5歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計
	11人	11人	11人	33人	13人	13人	13人	39人
3号認定(保育) :+4人	0歳	1歳	2歳	小計	0歳	1歳	2歳	小計
	0人	0人	7人	7人	0人	0人	11人	11人

※認可定員の変更手続きについては、滋賀県において実施されます。

(2) 幼稚園の定員変更について(草津幼稚園)

草津幼稚園について、多様な教育ニーズに対応するため、教育認定の利用定員を増やします。(教育認定:+15人)

▼変更内容

施設の名称	草津幼稚園							
施設の所在地	草津市草津2丁目13-24							
施設の類型	幼稚園							
事業者名	学校法人草津仏教同心会							
	変更前(令和7年度)				変更後(令和8年度)			
認可定員	200人				200人			
利用定員	75人				90人			
1号認定(教育) :+15人	3歳	4歳	5歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計
	25人	25人	25人	75人	30人	30人	30人	90人

3 地域型保育事業者の「認可」・「利用定員設定」

(1) 小規模保育事業A型の新設について(3施設)

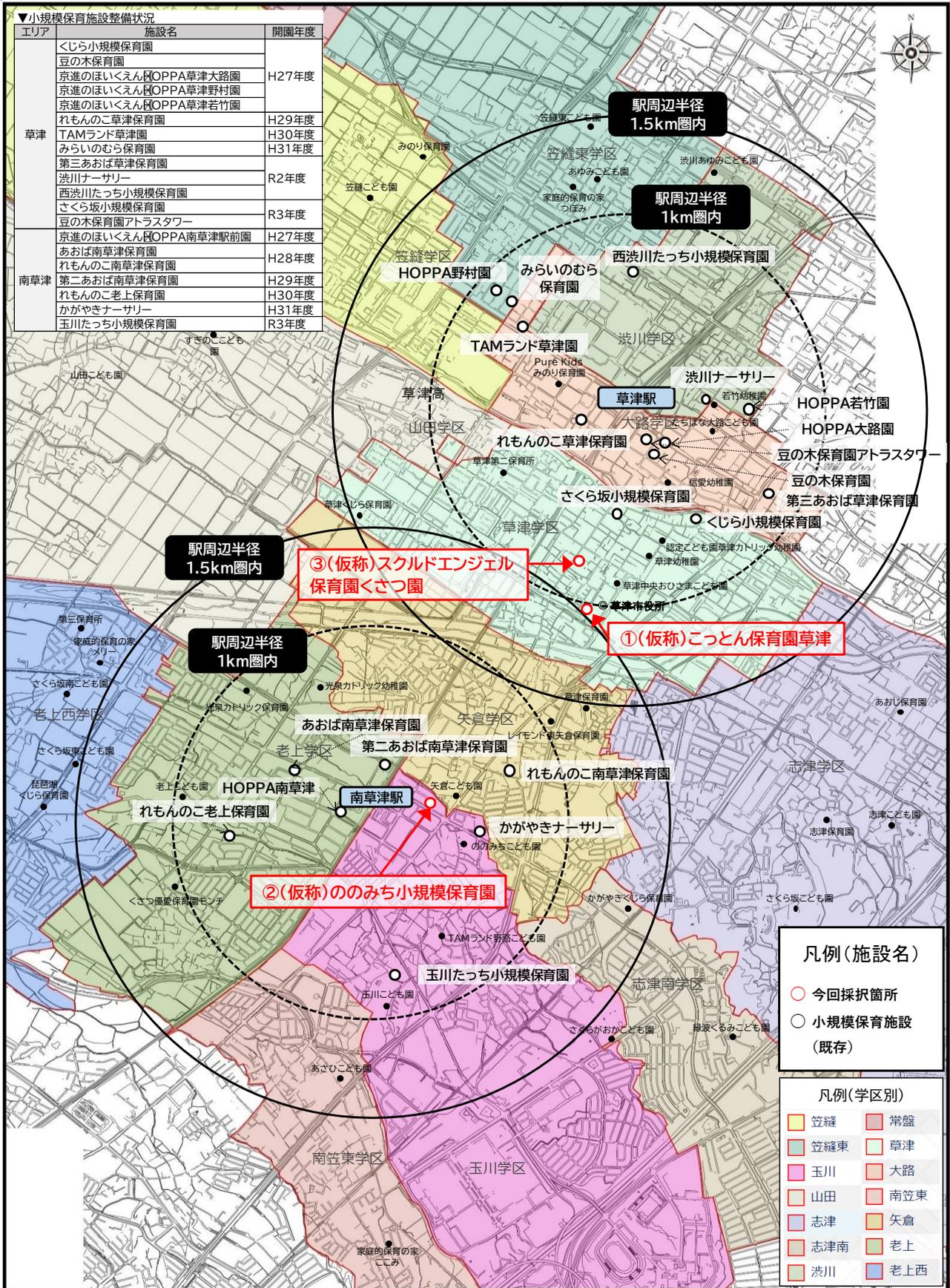
本市の保育需要は、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等を背景に年々高まり続けており、令和7年4月時点での待機児童数は48名(1歳児が27人、2歳児が21人)となりました。

このことから、増加する低年齢児の保育需要に対応するため、令和8年4月に開園する小規模保育事業A型を認可し、利用定員設定を行います。(保育認定：+57人)

▼3施設の概要

	①	②	③
施設の名称	(仮称)こっとな保育園 草津	(仮称)ののみち小規模 保育園	(仮称)スクルドエンジェ ル保育園くさつ園
施設の所在地	草津学区(草津3丁目)	玉川学区(野路1丁目)	草津学区(草津3丁目)
施設の類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
事業者名	社会福祉法人恩徳福祉会	社会福祉法人三宝会	株式会社アシステンツァ
認可・利用定員	19人	19人	19人
3号認定(保育)	0歳	1歳	2歳
	3人	8人	8人
通常保育以外に 実施する事業	延長保育一時預かり保 育(余裕活用型)	延長保育、一時預かり保 育(余裕活用型)	延長保育、一時預かり保 育(余裕活用型)
乳児室・ほふく室	(乳児または満2歳に満たない幼児1人あたり床面積3.3㎡以上)		
基準面積	0・1歳11人×3.3=36.3㎡	0・1歳11人×3.3=36.3㎡	0・1歳11人×3.3=36.3㎡
	49.60㎡	39.66㎡	51.99㎡
実面積			
保育室	(満2歳以上の幼児1人あたり、床面積1.98㎡以上)		
基準面積	2歳児8人×1.98=15.84㎡	2歳児8人×1.98=15.84㎡	2歳児8人×1.98=15.84㎡
	19.23㎡	20.85㎡	20.46㎡
実面積			
屋外遊戯場	(満2歳以上の幼児1人あたり、面積3.3㎡以上)		
基準面積	2歳児8人×3.3=26.4㎡	2歳児8人×3.3=26.4㎡	2歳児8人×3.3=26.4㎡
	(代替地) 5,400㎡	(代替地) 896.81㎡	(代替地) 5,400㎡
実面積			
食事の提供	有(自園調理)	有(自園調理)	有(自園調理)
連携施設	TAMランド野路こども園	ののみちこども園	志津保育園
施設整備	あり	あり	あり

▼位置図



▼位置図(詳細)

①(仮称)こっとな保育園草津

(草津三丁目13-47(木屋長ビル1階)／社会福祉法人恩徳福祉会)



②(仮称)のみち小規模保育園

(野路一丁目4-16(MNK-3ビル1階)／社会福祉法人三宝会)



③(仮称)スクルドエンジェル保育園くさつ園

(草津三丁目10-45(村松ビル1階)／株式会社アシステンツァ)



4 令和8年度の「利用定員」と草津市こども・若者計画の「確保方策」の比較

(1) 保育定員について

令和8年度の保育認定の利用定員については、認定こども園草津カトリック幼稚園の保育定員の拡大(+10人)および小規模保育施設の開園(+57人)により、年齢ごとに過不足はあるものの、概ね計画に定める確保方策に近い定員を確保することができます。

▼保育認定の「利用定員」と草津市こども・若者計画「確保方策」

令和8年度	計画値		見込値	計画値と見込値との差	
	量の見込み ①	確保方策 ②	利用定員 ③	量の見込み との差(③-①)	確保方策 との差(③-②)
3号認定(0歳)	457人	454人	451人	△6人	△3人
3号認定(1歳)	757人	747人	747人	△10人	±0人
3号認定(2歳)	876人	890人	892人	+16人	+2人
2号認定(3~5歳)	2,628人	2,736人	2,733人	+105人	△3人
計(0~5歳)	4,718人	4,827人	4,823人	-	-

(2) 教育定員について

令和8年度の教育認定の利用定員については、認定こども園草津カトリック幼稚園の教育定員増(△15人)および草津幼稚園の定員増(+15人)により、計画に定める確保方策と同数の定員を確保することができます。

▼教育認定の「利用定員」と草津市こども・若者計画「確保方策」

令和8年度	計画値		見込値	計画値と見込値との差	
	量の見込み ①	確保方策 ②	利用定員 ③	量の見込み との差(③-①)	確保方策 との差(③-②)
1号認定(3~5歳)	1,136人	1,927人	1,927人	+791人	±0人